

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

PRTR 制度における電子情報処理組織使用届出書に関する規制緩和

提案団体

群馬県、栃木県、川崎市、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、高知県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

PRTR 制度における電子届出について、電子情報処理組織使用届出書を廃止する。
その代替として、入力事項確認機能を新たに電子届出システムに付与した上で、使用届出提出に相当する手続をシステム上で行えるようにする。また、仮パスワードも直接事業者へ送信される等、事業者が行う手続き全てオンラインで行うことができるようにする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

PRTR 制度では、事業者が電子届出を開始する場合、あらかじめ電子情報処理組織使用届出書が都道府県知事に提出され、知事が形式確認を行った上で、NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)による登録手続きが行われ、都道府県を経由して仮パスワードが発行される。

具体的な事務の流れは下記のとおり。

- ①事業者が届出書を作成し、郵送又はメールで送付
- ②届出書が都道府県に到着後、既に PRTR 届出システムに登録済みの事業者でないかを確認(登録があれば以降の事務)
- ③届出書の記載内容に不備等が無いかを確認(不備があれば職権訂正を行うか再提出を依頼)
- ④書面で提出された場合、都道府県で届出書を電子化後に NITE にメールで送信
- ⑤NITE から登録完了通知を受信。疑義照会があった場合、事業者へ電話で内容を確認し、システム上で職権訂正
- ⑥仮パスワードが記載されている電子情報処理組織使用届出書登録内容(PDF ファイル)を、システムからダウンロード
- ⑦PDF ファイルを印刷後、事業者へ郵送又はメールで送信

【支障事例・制度改正の必要性】

届出件数は年 10~20 件程度であり、上記②から④まで及び⑤から⑦にかかる時間は、それぞれ1件あたり 20 分程度で計 40 分程度となり、都道府県にとって事務負担となっている。また、⑦について、事業者へ連絡する際、誤発送・誤送信のリスクがある。

当県では、令和2年度及び令和3年度に電子届出を開始した事業者に対するアンケート調査を実施し、今まで電子届出にしなかった理由を訊いたところ、「事前登録が面倒だった」という回答が最も多かった。手続きにかかる一連の事務に時間を要することが、電子届出を開始する際の支障となっていると考えられる。

【支障の解決策】

電子届出システム上で電子情報処理組織使用届出書を提出できることとする。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出に係る手続について、一気通貫のオンライン化が可能となり、事業者の利便性が向上する。このことにより、電子届出率の向上が期待できる。また、入力時にエラーチェック機能を付加すれば入力ミス・漏れなく届出を行うことができる。

都道府県にとっては、書面で提出された届出書を電子化する等の事務を行う必要がなくなり、当該手続に係る事務負担を軽減することができる上、「具体的な支障事例」欄⑦に係る誤発送・誤送信のリスクを無くすることができる。

根拠法令等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第 12 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、宮城県、茨城県、長野県、浜松市、豊橋市、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、吉野川市、沖縄県

○当市における当該届出書の提出数は年数件であるが、当該届出の事務処理（ID、パスワードの発行）が終了しなければ PRTR 届出システムの入力ができないため、優先して処理を行う必要があり、その他の業務を圧迫している。また、事業者から提出されてから、NITE より ID や仮パスワードの発行までは数日かかり、事業者にとっても手間や時間がかかっている。電子システム上で処理できれば、行政側の業務量が減り、事業者側としても郵送等の事務がなくなるため、両者にとって大きなメリットとなる。

○書面での届出は不備が多く、確認作業にかなりの時間を要している。また、県の電子申請・届出システムで電子での届出を受け付けているが、排出量等の届出を行うシステムと異なることを知らない事業者から、届出ができないと問合せが来ることがある。

○電子情報処理組織使用届出処理件数は年 10 件程度であり、提案自治体指摘のとおり当県でも事務負担となっている。また、事務の性質上、県が審査する項目がないと感じるため、事業者入力時のエラーチェック機能の付加により、確実かつ円滑な運用が可能と考える。

各府省からの第 1 次回答

現在、国において、PRTR 届出の電子化を推進しているため、電子届出システムの利用開始時に必要となる使用届出の件数が急増しており、経由する自治体の皆様には事務負担をおかけしています。一方、当該届出は電子届出システムの開始時に必要となる手続であり、既に 74%の事業所が届出システムの利用を開始していることから、今後手続を取ることが見込まれる事業所数は、現時点で、全国で約 8 千件となっております。システム改修には大規模な予算が必要になること、また、全ての事業所が一度手続をすれば完了する性質のものであることから、引き続きメール、書面等での手続を行いたいと考えております。御理解、御協力いただけると幸いです。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

PRTR 届出において電子化を推進することは早急に達成すべき課題です。

PRTR 届出対象事業所のうち、現在 74%が届出システムの利用を開始しているにもかかわらず、なお約 8 千件の届出が見込まれており、1 都道府県あたりでは約 170 件になります。さらに、今後も新たに対象事業所が増えることが見込まれます。

当県においては 1 件の届出処理に 40 分程度かかっており、170 件を処理するには約 $120(+\alpha)$ 時間を要することになり、負担が大きい事務となっています。

また、現行の届出方法は、

- ①事業者が地方自治体へ使用届出書を提出
- ②地方自治体が PRTR 届出システムで登録状況を確認
- ③地方自治体が使用届出書の記載内容に不備がないことを確認
- ④地方自治体が使用届出書を電子化して NITE へ送付
- ⑤NITE から地方自治体へ登録完了を通知
- ⑥地方自治体登録内容をシステムからダウンロード
- ⑦地方自治体がダウンロードしたファイルを事業者へ郵送又はパスワードを設定してメール送信

と、段階が多く手続き完了までに相当な日数を要します。
事業者にとって、事務の完結までにかかる時間の長さは電子届出システムの利用開始の支障になっています。
また、事務処理の段階が多いことで入力ミスや誤送信の可能性が高まります。
事業者がシステムによりNITEと直接手続きできることが理想ですが、システム改修が難しいということであれば、例えば、使用届出書の提出先をNITEに変更すれば、事務処理が簡略になり効率化が図られ、迅速化にも繋がると思いますので、事務処理の見直しについても合わせて御検討いただけるようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「電子情報処理組織使用届出書」の手続きをオンライン化するためには、大規模なシステム改修が必要となり、相応の予算措置が必要となる。
また、届出事業者が国(NITE)に直接届出することとする場合には、現在、都道府県等において対応いただいている届出事業者の存在、事業所の所在、その他基本的な誤記載等の確認の事務を国が担うこととなるため、人的な措置も必要となる。
こうした事情があり、ご要望を全て叶えることが難しい状況ではあるが、いただいたご意見を真摯に受け止め、自治体の事務負担軽減に向けて、どのような工夫が可能であるか、検討・調整してまいりたいと考えており、引き続きご相談させていただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【経済産業省(6)】【環境省(4)】
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86)
電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

バックオフィス連携(情報連携)を利用して取得した納税情報により、優良廃棄物業者認定制度における優良認定申請時に必要な都道府県税を滞納していないことを証する書類の添付を省略可能とすること又は添付省略可能であることの明確化等

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

優良産廃処理業者認定にかかる申請手続きにおいて、バックオフィス連携(情報連携)により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の添付を省略できるよう規制緩和を行うこと。

現行規定で添付省略が可能であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則上、当該書類の添付を義務付ける規定があることから、バックオフィス連携(情報連携)により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の添付を省略できる旨を明確化すること。

さらに、将来的には産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化の推進に向けた法整備を行い、国が国、都道府県、市町村の納税情報連携機能等、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築を含めた電子申請システムの構築を目指すこと。

具体的な支障事例

優良産廃処理業者認定制度とは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事等が優良産廃処理業者として認定する制度である。

認定の申請に際して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」において、都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の提出を求めている。

申請者は、県税に係る納税証明書の取得に当たり、所轄の県税事務所まで赴き、証明書交付手数料を支払うといった、手間及び負担が生じている。

当県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバックオフィス連携を行うことにより納税証明書の省略を進めているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の提出を求める手続があり、推進の支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、行政事務の効率化及び申請者の負担軽減や利便性向上につながる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9、第6条の11、第6条の13、第6条の14、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項、第9条の3、第10条の4第2項、第10条の4の2、第10条の12第2項、第10条の12の2、第10条の16

第2項、第10条の16の2、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山梨県、滋賀県、兵庫県、徳島県

—

各府省からの第1次回答

産業廃棄物処理業者が許可の更新と同時に優良認定を申請する場合において、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下「地方税」という。）を滞納していないことを証する書類の添付を求めている趣旨は、認定基準の財務体質の健全性に係る基準の1つである「地方税を滞納していないこと」への適合性を確認するためである。したがって、申請先の都道府県等が確認する内容に係る情報連携システムを構築していること等により、書類の添付を必要とせず地方税を滞納していないことを確認できるときは、地方税を滞納していないことを確認できる書類（規則第9条の3第8号等）の添付を省略することができるよう、今年度中に現行規定に対して所要の措置を講ずるとともに、その旨を技術的助言等で明らかにする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に対し、今年度中に現行規定に対して所要の措置を講ずるとともに、その旨を技術的助言等で明らかにするとの前向きな御回答をいただいたことは大変ありがたい。については、事業者及び地方自治体の負担軽減を図るため、今年度の可能な限り早い時期に、所要の措置を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。
国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

本年7月27日に公布した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和5年環境省令第12号）において、書類の添付省略規定を創設しており、同省令を本年9月16日から施行する。
また、都道府県及び政令市に対しては、その旨を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年7月27日付け環循適発第2307271号・環循規発第2307273号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により周知した。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【環境省】

（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

（ii）産業廃棄物処理業者が優良認定を申請する際に添付する住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下この事項において「地方税」という。）を滞納していないことを証する書類（施行規則9条の2第2項15号、10条の4第2項9号、10条の12第2項及び10条の16第2項）については、省令を改正し、申請先の都道府県、指定都市又は中核市が情報連携システム等により、地方税を滞納していないことを確認できるときは、当該書類の添付を省略することを可能とした。

〔措置済み（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第12

号))]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

PRTR 届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県、栃木県、さいたま市、川崎市、越谷市、神奈川県、新潟県、山梨県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

PRTR 届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)は電子情報処理組織(以下「PRTR 届出システム」という。)を使用して届出をすることができる。

PRTR 届出システムを初めて利用を開始する際や、届け出た事項に変更があったときには、事業者は事業所が所在する都道府県(事務移譲市を含む)ごとに、所管する各地方公共団体に対して届出が必要である。

【支障事例について】

地方公共団体は事業者からの申請を受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という。)に到達(メール又は FAX で送付)し、NITE が交付した ID 等を再度都道府県経由で事業者に転送している。

本手続は、事前に地方公共団体が審査を要する項目がない事務的なものである。

開始手続に加えて、ID 紛失等による軽微な変更の際も都道府県を経由しなければならない、変更だけでも年間100件を超える届出がされているなど、地方公共団体に対しての負担が大きく、通常業務の進捗に支障をきたしていることから、制度の改正を望むものである。

(令和4年度)

利用開始届 25 件、変更届 128 件、再発行手続 10 件

(令和3年度)

利用開始届 19 件、変更届 118 件、再発行手続 14 件

※1件当たりの事務作業時間 利用開始届:60分、変更届・再発行手続き:30分

なお、本来電子申請を行うことによる事業者のメリットは、申請等の手間が省かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする手間が多く、負担感が強いものとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県経由事務の廃止により、事業者の利便性向上及び行政の効率化が実現される。

根拠法令等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第11条、第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、宮城県、茨城県、千葉市、長野県、浜松市、豊橋市、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、吉野川市、沖縄県

○当市において、現状、事業者からの届出の内容を確認しているが、特に指摘することではなく、地方公共団体を挟む必要がないと考えられる。

○排出量・移動量の届出（本来届出）においても、ほぼ同内容の情報変更があり、電子情報処理組織の変更届出は形式的な審査事務であるとともに、本来届出の前に承認を要し冗長な手間である。

（令和4年度）

利用開始届 46 件、変更届 138 件、廃止届 1 件、再発行手続 32 件

○当県でも変更届等届出件数は年数 10 件あり、提案自治体指摘のとおり事務負担となっている。特に、県が把握・確認したい内容でない届出については、事業者と NITE で直接事務を行っていただく方が、県及び事業者にとってメリットがあると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

化管法に基づく PRTR 制度は、都道府県を経由して国に届出をするよう制度設計をしており、PRTR 届出システムを利用する際に必要となる ID とパスワードの付与に関する使用届出書も同様の手続を取ることとしています。

手続のうち、

・使用開始時の届出については、既に 74%の事業所が届出システムの利用を開始していることから、今後手続を取ることが見込まれる事業所数は、現時点で、全国で約 8 千件となっております。システム改修には大規模な予算が必要になること、また、全ての事業所が一度手続をすれば完了する性質のものであることから、引き続きメール、書面等での手続を行いたいと考えております。

・変更届、再発行届及び廃止届については、今後も継続的に届出がなされることが見込まれるため、既に、電子システム上での手続を可能としており、自治体と事業者の事務負担軽減を図っております。

引き続き、自治体の事務負担軽減に向けて何ができるか真摯に検討してまいりたいと思っておりますので、制度運営のために御理解、御協力をお願いいたします。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の提案内容はシステムの改修を求めたものではなく、PRTR 届出システムの利用開始の手続等における都道府県経由事務の廃止を求めるものである。

利用開始の手続等は、事業者の申請を都道府県が受け付け、国へ送付し、送られてきた ID とパスワードを事業者に送るという作業で、都道府県等の審査を要しない事務的なものであるにもかかわらず、事務負担が大きい。この事務処理について、都道府県等を経由することなくシステムを所管する国が直接処理することで、手続の煩雑さが解消され事業者の利便性が向上し、行政の効率化につながると考える。

今後手続を取ることが見込まれる事業所数は全国で約 8 千件とのことだが、利用者の増加に伴い ID とパスワードの再発行手続も増えている。また、変更届は電子システム上で行えるようになったが、担当者の変更なども変更届の対象であり、引き続き内容の確認を都道府県等で行っているため、負担の軽減にはなっていない。

いただいた回答では、審査が必要である化管法に基づく「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」と審査を要しない「電子情報処理組織使用届出書」とで、同様の手続を取よう制度設計しているとあるが、本提案はまさにその制度を変えていただくことを求めている。制度が変えられないのであればその理由をお示しいただきたい。

多数の地方自治体が支障案件として解決を求めている現状を踏まえ、ぜひ前向きに検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

PRTR 制度では都道府県知事を経由して国に届出を行うこととしている。「電子情報処理組織使用届出書」においても届出事業者の分かりやすさの観点から、同一のフローとしており、これを変更した場合、届出事業者が混乱するおそれがあると考えている。

また、「電子情報処理組織使用届出書」の手続きをオンライン化するためには、大規模なシステム改修のための予算措置が必要となること、届出事業者が当該届出を国(NITE)に直接行うこととする場合には、国において人的措置が必要となることは、96 の回答のとおりである。

こうした事情があり、ご要望を全て叶えることが難しい状況ではあるが、いただいたご意見を真摯に受け止め、自治体の事務負担軽減に向けて、どのような工夫が可能であるか、検討・調整してまいりたいと考えており、引き続きご相談させていただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【経済産業省(6)】【環境省(4)】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86)

電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。
既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

各府省からの第1次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要がある。単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針（計画）づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス(①主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること、②作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること、③市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること)に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(10)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(18)】【農林水産省(6)】【経済産業省(2)】【国土交通省(7)】【環境省(1)】

離島振興法(昭28法72)

離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し

提案団体

奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

特定外来生物防除事業交付金について、春季から活動を開始する外来生物に対応していくため、年度当初から事業を実施することができるような事業スケジュールに見直していただきたい。

具体的な支障事例

「特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引き」に記載のスケジュールにおいては、4月前半に環境省からの採択内示通知を受けて地方公共団体から交付申請を行う流れとなっている。また、「交付申請書が到達してから、当該申請に係る交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則 60 日以内」(特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条)となっており、年度当初より事業を実施できない現状となっている。例外的に緊急的な対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定外来生物が春季に活動が活発になることから交付決定に至るまでのスケジュール自体を前倒しいただきたい。

なお、以下に示すとおり、手引きに記載のスケジュールより例年遅れたスケジュールとなっている。内示が遅れており、4月から5月の時期は、交付決定前着手によっても対応できない状況にある。これにより事業の効率的・効果的な実施が妨げられている。

【春季に活動が活発になる特定外来生物の例】

クビアカツヤカミキリ: 幼虫が3月から活動開始。サクラの咲く3月下旬からは県民からの防除問合せも増えるが交付決定まで対応できない。

アルゼンチンアリ: 年中活動しており、3月以降活動が活発になる。個体群の小さい春先の防除が効果的だが実施できない。

【過去のスケジュール】

令和4年度

内示日: 令和4年6月 16 日

交付決定前着手届提出日: 令和4年6月 17 日

事業開始日: 令和4年6月 17 日

交付決定日: 令和4年7月 29 日

令和3年度

内示日: 令和3年6月 10 日

交付決定前着手届提出日: 令和3年6月 10 日

事業開始日: 令和3年6月 11 日

交付決定日: 令和3年7月 27 日

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年度当初に交付決定がなされるように事業スケジュールを早めることで、外来生物対策事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができる。

根拠法令等

特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条、令和5年度特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引き

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、山形県、栃木県、足利市、栃木市、千葉県、神奈川県、川崎市、山梨県、浜松市、豊橋市、大阪市、岡山県、吉野川市、福岡県、鹿児島県

○当市においては、特定外来生物クビアカツヤカミキリ防除のために国の生物多様性保全推進支援事業を令和4年度まで活用していたが、本事業の交付金の交付決定（着手可能日）が成虫飛散期（6月～8月）を過ぎてしまうため、被害拡大防止に肝心である成虫駆除を効果的に実施できない現状があった。そのため、事業着手前届を出して事業実施をしたが、その着手決定日もまた成虫飛散期中であり、そこから資材調達が始まったため、効果的な防除に大きく遅延をきたした。これでは、本事業交付金の本来の機能として、不十分なのではないか。

○当市においても、今年度より特定外来生物防除等対策事業の応募を行っているが、この応募の内容は、今年度より新規で実施するヌートリア、アライグマ及びアカミガメ（アメリカザリガニ）に限っており、例年実施しているアルゼンチンアリに関しては応募していない。理由は、アルゼンチンアリの防除を活動が開始する3月から実施しているが、交付決定後にしか事業着手ができず、4月当初より事業着手を行う必要があったためである。以上より、年度当初から事業を実施することができるような事業スケジュールに見直していただくことには、大いに賛成である。

○令和4年度において、4月にアルゼンチンアリの生息が初めて確認された市町村があることから、年度当初から特定外来生物防除事業交付金事業により防除が実施できるような事業スケジュールに見直していただきたい。

○当市においては、クリハラリス防除事業に特定外来生物防除事業交付金を利用している。クリハラリスについても、活動が活発となる秋季から春季にかけての捕獲が有効であるが、現状では、交付決定後から年度末までの期間しか活用できていない。

クリハラリス対策の専門家からも、「2月～5月に集中して捕獲するとよい。」との意見をいただいている。

○当県では特定外来生物の防除の実施に向けて、年度当初からの事業実施を想定していた。しかし、交付金事務の説明と受付が2月末に開始され、内示は4月末であった。当県の事業は交付金の交付を前提とした事業であり、交付額次第で事業内容の見直しが必要であることから、内示を受けた4月末以降から各種事務手続きを始めることになり、当初の想定スケジュールに間に合わせるために各種事務を急ピッチで行うこととなった。前年度までに交付金の内示が完了しないと大きな負担が生じる。

○提案のとおり、多くの特定外来生物の活動が活発になる4月当初から防除等の対策を行うことで、より効果的な事業を実施できる。年度当初に交付決定されるよう事業スケジュールを早めるか、4月当初から実施した事業を対象とするよう見直していただきたい。

○アルゼンチンアリについては、3月以降が活動が活発になり、個体群が小さい春先に防除が効果的であるが実施できない。

○特定外来種の事業を効率的かつ効果的に実施するために、春季に実施する事業も対象とすることが必要と考える。また、本交付金を利用している区市町村から、同内容（4～5月に着手できない。着手した場合は対象外となる）について相談事例あり。

各府省からの第1次回答

特定外来生物に係る交付金については、令和4年度まで生物多様性保全推進支援事業の事業メニューの一部となっていたが、令和4年5月の外来生物法の改正を踏まえ、令和5年度に「特定外来生物防除等対策事業」として生物多様性保全推進支援事業から独立したところ。

「特定外来生物防除等対策事業」では、可能な限り、対策が必要な時期での支援となるよう、令和5年度には4月末に内示を行った。これは、生物多様性保全推進支援事業に比べて2ヶ月ほど早い時期での内示となる。

令和5年度は独立後の事業としては1年目であり、現時点でスケジュールの見直しについて判断することは困難だが、今後、より効果的な事業となるよう、事業の実施状況等を勘案し、運用方法の見直しを検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前身事業より内示が早くなっても、依然として4月早々より防除が必要な特定外来種には対処できない。4月末に内示があったとしても、交付決定に係る事務手続を経て実際に事業に着手できるのは早くも5月中下旬である。交付決定前の着手も可能とされているが、交付決定前着手届の提出時点で、応募申請書に記載した事業開始予定日に到達していないことが要件とされている。当県としては、防除が有効な4月早々に事業を開始したいが、4月上旬を事業開始予定日として応募申請書に記載すると事前着手もできない仕組みとなっていることも早期・有効な防除の妨げとなっている(意見交換をした複数の地方自治体も同様の意見であった)。特定外来生物防除推進のため、早期の交付決定のほか、年度当初からの防除が可能となるよう、「前年度12月頃から応募申請の募集を開始、3月中に内示、4月早々に交付決定する」など、事業の仕組みを見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福岡県】
運用方法の見直しにあたっては、他府省庁の手法を参考として改善されたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、令和5年度は独立後の事業としては1年目であり、現時点でスケジュールの見直しについて判断することは困難だが、今後、より効果的な事業となるよう、事業の実施状況等を勘案し、運用方法の見直しを検討してまいりたい。
なお、早期の事業着手のための運用等の工夫に係る情報については、上記の見直しの検討を待たずに、令和6年度の応募開始までに環境省から地方公共団体に提供することを検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【環境省】
(5) 特定外来生物防除等対策事業交付金
特定外来生物防除等対策事業交付金については、以下のとおりとする。
・交付申請期間については、年度当初からの事業着手を可能とすることも含め、申請等のスケジュールの前倒しについて、特定外来生物の防除に関する科学的及び実務的な観点から検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・令和6年度の当該交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、交付決定前着手届に係る手続を可能な限り早期に行う。